ひかり T V対応録画用 HDD(ハードディスクドライブ)レンタルサービスに関する利用規約 (d アカウントのお客さま向け)

株式会社NTTドコモ(以下「当社」と言います。)は、当社が「ひかりTV利用規約」において定める「ひかりTV対応受信装置」に接続し、同規約において定める「放送コンテンツ」の録画を目的とした「ひかりTV対応録画用 HDD」(以下「HDD」と言います。)のレンタルサービスに関する利用規約(以下「本規約」と言います。)を定め、本規約を遵守することを条件として、ひかりTV対応録画用 HDD レンタルサービスに関する契約(以下「利用契約」と言います。)を締結していただいた契約者(以下「契約者」と言います。)に対し、ひかりTV対応録画用 HDD レンタルサービス(以下「本サービス」と言います。)を提供します。

第1条 (用語の定義)

本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の定義
契約申込者	当社に本サービスの契約申込をする者
ひかりTV利用規約	当社が定める「ひかりTV利用規約(d アカウントでのお客さま向け)」および「ひかりTV利用規約(提携 ISP のお客さま向け)」の総称
受信装置	当社の指定する技術的な基準に適合する受信機であって、ひかりTVプラットフォームサービスの提供を受けるために必要となるもの
ひかりTV	ひかりTV利用規約における「本サービス契約者」に提供されるサービスの総称
受信装置	ひかりTV利用規約における「ひかりTV対応 受信装置」
物件	本サービスにより当社が契約者に貸与する HDD(付属物品等を含みます)
本サービスサイト	本サービスに関する情報を掲載した当社のインターネットウェブサイト https://rental.hikaritv.net/device_rental/device_rental_web_daccount/portal/portal_top (当該 URL 配下のインターネットウェブサイトを含み、当社がその URL を変更した場合は、変更後の URL とします。)

第2条(本サービスの提供地域及び提供範囲)

本サービスの提供地域は、日本国内とします。

2 契約者は、理由の如何を問わず、本サービスの提供を日本国外にて受けることはできません。

第3条(契約の単位)

当社は、1の契約申込者ごとに1の利用契約を締結します。

第4条(契約申込)

本サービスは、電話、書面、本サービスサイトの画面、または当社が別に指定する方法によって申 し込むものとします。

2本サービスは、次の各号に定める者に限りご利用いただくことができます。なお、次条以降において、第2号と第3号にそれぞれ定めるドコモ回線 d アカウント、ドコモ回線ビジネス d アカウント およびキャリアフリーd アカウントを総称して以下「d アカウント」といいます。

- (1) 当社と sp モード契約を締結している者
- (2) 当社と FOMA サービス契約約款、Xi または 5G サービス契約約款に基づく回線契約を締結している者(ただし、一部当社が指定する料金種別で契約している者を除き、以下「ドコモ回線契約者」と言います。)のうち、当社が別に定める「dアカウント規約」または「ビジネス dアカウント規約」(以下「dアカウント規約」と言います。)に基づき当社が発行したドコモ回線 dアカウント又はドコモ回線ビジネス dアカウントの ID およびパスワードを有する者
- (3) ドコモ回線契約者以外の者(以下「非ドコモ回線契約者」といいます)のうち、当社が別に定める d アカウント規約に基づき当社が発行したキャリアフリーd アカウントの ID およびパスワードを有する者
- 3 当社は次の各号に該当する場合には、契約の申込を承諾しない場合があります。
- (1) 本サービスの提供が技術的に困難と思われるとき。
- (2) 契約申込者が本サービス契約上の債務の支払いを怠る恐れがあるとき。
- (3) 契約申込者が第1項の本サービスの申込時に虚偽の事実を記載したとき。
- (4) 契約申込者が、過去、本サービスまたは他の当社のサービスにおいて、利用規約の規定に違反したことがあるとき。

4 当社が申込を承諾しない場合には、当社は契約申込者に対し、電話、書面、電子メール、本サービスサイトのログイン後の画面、またはその他当社が適切と判断した方法により、その旨を通知します。

第5条(認証等)

契約者による本サービスの利用に際して、当社は、次の各号に定める方法のうち当社が指定する方法により契約者を認証します。認証ができない場合、契約者は本サービスを利用できません。なお、dアカウントのご利用条件はdアカウント規約に定めるところによります。

- (1) dアカウントの ID 及びパスワードにより認証する方法
- (2) 生体認証により認証する方法
- (3) 前 2 号のいずれかの方法の認証がなされた際に当社が管理するサーバから発行された Cookie により認証する方法
- 2. 前項のいずれかの方法で認証された場合、当社は認証後の本サービスの利用を契約者ご本人の利

用とみなすことができるものとします。

3. 契約者は、dアカウント及びそれらを入力したことのある対応端末並びに第 1 項第 3 号に定める Cookie が保存されている対応端末(以下総称して「認証キー」と言います)を厳重に管理するもの とし、第三者に譲渡、貸与その他利用させてはならないものとします。認証キーの管理不十分、利用上の過誤又は第三者による不正利用等については、当社の故意又は過失による場合を除き契約者 が一切の責任を負い、当社は責任を負いません。

第6条(契約の成立)

利用契約は、当社が本サービスの申込を承諾することにより、申込日をもって成立するものとします。

第7条(申込内容の変更)

契約者は、第4条の申込内容に変更があるときは、電話、書面、本サービスサイト、または当社が別に指定する方法により直ちに当社に届出するものとします。

2前項の届出を怠った場合に、当社からの通知が不到達となっても、当社が契約者から届出を受けている連絡先への通知をもって、当該通知が到達したとみなされることを予め異議なく承認するものとします。

第8条(物件)

当社は1の利用契約につき1の物件を貸出します。

第9条(物件の納入および引渡し等)

当社は、物件を、当社の費用と責任で当社が指定する配送業者(以下「指定業者」と言います。)によって契約者の指定する場所に送付するものとします。

2 当社が前項により送付をしたが、契約者の都合により物件の受領ができなかった場合には、契約者の責任において、指定業者に連絡するなどして物件を受領するものとします。

3契約者が物件を受領したことにより引渡しが完了されたものとします。

第10条(本サービスの内容および保証)

本サービスは、受信装置に、メーカーが策定した機能上利用可能である HDD を、物件として契約者に貸与するサービスです。

2 当社は、本サービスに関し次の各号に定める内容を保証しません。

- (1) 物件に正常に記録を保管できること
- (2) 物件に記録された記録内容を再生等できること

第11条(物件の利用等)

契約者は、本規約の各条項及び当社の指示に従い、物件を善良な管理者の注意をもって使用、保管 します。

2 物件の使用に必要な電源及び電気等に係る費用は、契約者の負担とします。

3契約者は、ひかり T V 利用規約に定める「本放送サービス」における映像コンテンツの録画のみに 物件を使用することとします。

第 12 条 (交換)

契約者は、物件に故障、毀損等が生じた場合は、直ちにその旨を当社に通知するものとします。

2 当社は前項の通知を受領後、切り分け試験を行い、物件の故障、毀損等が確認された場合、正常な物件(以下「代品」と言います。)を提供し、契約者は、代品を受領後速やかに、契約者の費用と責任により代品の設置及び設定を行い、故障、毀損等の生じた物件(以下「故障品」と言います。)を第17条に基づき返還するものとします。

3 当社は、契約者が物件本来の目的に従った使用をしていたにもかかわらず、契約者の責任ではない 故障、毀損等が生じた場合に限り、当社負担で物件の交換を行います。

4契約者の責任により物件の故障、毀損等が生じた場合、その交換の費用については、契約者の負担とします。交換費用については、別紙料金表に損害金として定めるとおりとします。

5 修理若しくは交換を行う際、物件に記録されている記録内容(コンテンツ)は保証の対象外となります。

6 代品の送付期間中であって物件が利用できない期間も、故障、毀損等の原因を問わず、第23条の 月額利用料金は発生するものとします。

第13条 (物件の買い取り)

契約者は、レンタル中の物件について、当社に申し出ることにより買い取ることが出来ます。

2 レンタル中の物件の買い取りに関する契約(以下「買取契約」と言います。)は当社が買取契約を 承諾することにより成立するものとします。

3 買取契約が成立した場合、買取契約が成立した日を含む月の翌月1日よりレンタル月額料金の請求 が停止します。日割りでの請求処理は行いません。

4 買取契約成立後の取り消しは行えません。

5 買取契約成立後、物件の滅失、紛失、盗難、故障について当社は責任を負わず、第 12 条に定める 修理・交換の対象外となります。

第14条 (禁止事項)

契約者は次の各号の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 物件を第7条による届出を行うことなく移設すること。
- (2) 物件を日本国外に持ち出すこと。
- (3) 物件を譲渡又は担保に供すること。
- (4) 物件を転貸又は売却して第三者に利用させること。
- (5) 物件を分解・解析・改造・改変などして、引渡し時の原状を変更すること。
- (6) 物件に添付されているプログラムの全部又は一部の解析・改造・複製・改変、物件からの取出 し、第三者への売却・譲渡、その他プログラムに関する著作権を侵害する行為。
- (7) その他当社が不適切と判断する行為。

第15条(本サービスの解約・終了)

契約者は、本サービスを解約する場合は、速やかに電話または当社指定の方法により、当社に通知 し、当社が解約について承諾することにより、利用契約は終了するものとします。

2 契約者が d アカウントを喪失した場合、利用契約は自動的に終了するものとします。

第16条(契約違反等による解除)

契約者に次の事由が生じたときは、当社は何らの通知・催告なしに、利用契約を解除することができ、また、その場合、当社は利用契約の有無にかかわらず、契約者に対して、当社が被った損害の賠償を請求することができるものとします。

- (1) 本規約の各条項のいずれかに違反したとき。
- (2) 料金その他債務について、支払期日を経過してもなお支払わなかったとき。
- (3) その他資産、信用、支払い能力等に重大な変更を生じたと当社が認めたとき。

第17条(物件の返還等)

契約者は、本サービス契約が終了した場合、物件を契約者の費用により原状回復したうえで、当社の指示に従い、本サービス契約が終了した日から30日以内に当社が定める方法及び返却場所に返還するものとします。

2 契約者は、第 12 条第 2 項に基づき代品を受領したときは、当社の指示に従い、代品を受領した日から 30 日以内に当社が定める方法及び返却場所に故障品を返還するものとします。

3 前二項に基づく物件及び故障品の返還については、契約者の費用と責任で行うものとします。また、 当社は、契約者が物件及び故障品の返還の際、同梱した私物品等を、当社の方針に則り、処分でき るものとします。

4 契約者は、当社が物件に同梱する文書に記載する方法により、物件及び故障品(故障品については、可能な場合に限ります)の全ての記録内容(コンテンツ)を消去した上で返還するものとします。

5 第 1 項及び第 2 項で定める返却期限を経過後も、なお物件及び故障品の返却がなされない場合、当 社は、契約者に対して別紙に定める損害金を請求できるものとします。

6 契約者から当社に返還された物件及び故障品については、当社は契約者に返送しないものとします。 また、契約者から当社に返還された物件及び故障品の記録内容(コンテンツ)の保存等ついて、当 社は保証しないものとします。

第18条(物件の滅失、紛失、盗難等)

物件の滅失、紛失、盗難にあった場合、契約者は、直ちにその旨を当社に通知するものとし、契約者は、別紙料金表に損害金として定める金額を当社に支払うものとします。

第19条(責任の範囲)

当社は、本サービスの利用に起因して契約者又は第三者が損害(情報等が破損若しくは滅失したことによる損害を除きます)を負うことがあった場合、それが当社の責に帰すべき理由がある場合は、本サービスの一ヶ月分の月額利用料金を上限として契約者に損害賠償責任を負うものとします。

2 当社は、物件の保守点検、修理等に当たって、物件が接続される契約者の通信機器その他契約者の 設備、物品等に損害を与えた場合、それが当社の責に帰すべき理由がある場合は、当該損害(現実 に生じた直接かつ通常の損害に限り、逸失利益を含まない。)の損害賠償責任を負うものとします。 3 火災、地震、落雷、風水害、その他天災地変、又は異常電圧などの外部的要因その他不可抗力によ る物件の故障、破損又は滅失等に関しては、当社はその責を負わないものとします。

4本サービスに関して契約者が被った損害が当社の故意又は重大な過失に起因する場合、本条に定めるほか本規約において当社を免責し、又は責任を制限する規定は適用しません。

5 契約者による物件の使用又は管理に起因して発生した損害については、契約者がその責任において これを処理、解決するものとします。

第20条(権利義務の譲渡等)

契約者は、本サービス契約上の権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡もしくは貸与し、又は 担保に供してはならないものとします。

第21条(契約者の通信機器等)

契約者がひかり T V を利用するために必要な通信料金等は、本サービスの料金には含まれず、契約者が別途これを負担するものとします。

第22条(料金の支払い方法)

本サービスにおける料金の支払い方法は、以下の方法により選択可能とします。

- (1) ドコモ回線契約者の場合:「電話料金合算払い」、「dカード」、「クレジットカード」
- (2) 非ドコモ回線契約者の場合:「クレジットカード」
- 2. 契約者が「クレジットカード」又は「d カード」による料金のお支払を希望される場合、当社が 別途指定するクレジットカードの中から、契約者が選択されたクレジットカードにより、1回払いに よる毎月の支払いにて支払うことができます。なお、クレジットカードは契約者自身の名義のカー ドに限り、各クレジットカードコンテンツ契約に基づき、利用することができるものとします。
- 3. 契約者が「電話料金合算払い」による料金のお支払を希望される場合、電話料金合算払いは、ドコモが別に定める「spモードご利用規則」および「spモードご利用細則」(以下総称して「spモードご利用規則等」と言います)または「ahamo インターネット接続サービスご利用規則」および「ahamo インターネット接続サービスご利用細則」もしくは「irumo インターネット接続サービスご利用規則」 および「irumo インターネット接続サービスご利用規則」 はよび「irumo インターネット接続サービスご利用規則」 (以下総称して「ahamo/irumo インターネット接続サービスご利用規則等」と言います)」に従って提供され、料金については、spモードご利用規則等または ahamo/irumo インターネット接続サービスご利用規則等に基づき請求されることを承諾していただきます。
- ※携帯電話料金の支払状況その他当社が別に定める事由によっては、「電話料金合算払い」を利用できない場合があります。
- 4. 当社は、本サービスにおける損害金を、第 1 項による支払い方法により受領することがあります。 5. 当社は、請求料金に関して、その支払期日までに契約者が支払いを行わない場合には、支払い期日の翌日から起算して支払いの日まで、年 14.5%の割合で計算される金額を延滞利息として、当該債務と合わせて請求します。
- 6. 契約者が本サービスにおいて入力されたクレジットカード番号等の決済情報については、次回以降の本サービスまたは他の当社のサービスのご利用の際に利用する場合があります。
- 7. 契約者の本サービス利用にかかわる債権債務の特定、支払いおよび回収のため、必要な範囲でクレジット会社、金融機関、または取引先等に契約者個人情報を開示することがあります。
- 8. 契約者が「クレジットカード」による料金のお支払いを希望される場合、契約者は、当社が料金にかかる債権についてクレジットカード会社に譲渡し、又はクレジットカード会社から立替払を受けることを予め承諾するものとします。
- 9. 契約者が「電話料金合算払い」による料金のお支払を希望される場合、契約者は、当社が料金に

かかる債権について当社が指定する第三者(以下「請求事業者」と言います)に譲渡する場合があることを予め承諾するものとします。この場合、当社及び請求事業者は、契約者への個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。

第23条(月額利用料金と利用開始月)

本サービスの月額利用料金の課金方式及び金額は、別紙 料金表に定める月額利用料金の支払いを要します。

- 2 利用契約が解約されない限り、本サービスの利用が継続されているものとみなし、物件の利用の有無にかかわらず本サービスの月額利用料金が発生します。
- 3 契約者が支払う本サービスの月額利用料金は、本サービス利用開始月の翌月 1 日から発生し、以降、月単位で発生するものとします。
- 4本サービスの利用開始月は、契約成立した月とします。

第24条 (dポイントの進呈)

契約者が、当社が提供する会員制度「dポイントクラブ」の会員であるとき、本サービスの月額利用料金に対し、100円(税抜)につき 1 ポイントの d ポイントが進呈されます。進呈ポイント数を算定する際の最小単位は 100円とし、100円未満は切り捨てるものとします。本項に基づき進呈される dポイントは、債権が確定した日以降順次進呈され、利用することができるようになります。

2 本条に定める d ポイントの進呈および進呈された d ポイントの利用に関する条件等は、本規約に 定める事項を除き、d ポイントクラブ会員規約に定めるところによります。

第25条(買取料金)

第 13 条に定める物件の買取にあたり、契約者は、当社が別紙 料金表に定める買取料金の支払いを要します。

2 契約者が支払う買取料金は、別紙の通り利用期間に応じて定められます。

第26条(消費稅計算)

当社は、本サービスの料金に係る消費税相当額を計算し、契約者は当該消費税の支払いを要します。

第27条(本規約の内容の変更)

当社は、次の各号に該当する場合は、本条第 2 項に定める方法にて公表又は通知することにより、本規約の内容を変更することができるものとし、変更日以降はこれらが適用されるものとします。

- (1) 本規約の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき。
- (2) 本規約の変更が、本サービス提供の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
- 2 当社は、この規約を変更するときは、本サービスサイトによるほか当社が適切と判断した方法により公表又は通知します。

第28条(反社会的勢力の排除)

契約者は、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しない ことを表明し、保証するものとします。

- (1) 自ら(自らの役員を含みます。)が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者(以下総称して「暴力団員等」と言います。)であること。
- (2) 暴力団員等が自己の経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (3) 暴力団員等が自己の経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって取引を行うなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- (6) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2. 契約者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを保証するものとします。
- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて、当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

第29条(本サービスの終了)

当社は、本サービスを終了することがあります。

2本サービスを終了するときは、当社は、終了する3ヶ月前までに、その旨を別途定める方法で通知 あるいは告知します。

3本サービスの終了により、契約者又は第三者が何らかの損害を被った場合においても、当社は責任 を負いません。

第30条(業務委託)

当社は、本サービスの業務の全部又は一部を当社の責任において第三者に委託することができます。

第31条(個人情報の取扱い)

当社は、本サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては、当社プライバシーポリシーに定めるところによります。

第 32 条 (準拠法)

本サービス契約に関する準拠法は、日本法とします。

第33条(合意管轄)

契約者と当社との間で本サービスの利用に関連して紛争が生じた場合は、東京地方裁判所または契約者の住所地を管轄する地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします

別紙 料金表

(1)料金表

項目	料金/代金額
月額利用料金	税込 550 円(本体価格 500 円) ただし、契約日を含む月は無料とします。
買取料金	契約者が買取を当社に申し出た日の属する月の1日における別に定める※1ところによります。

(2) 損害金(故障、毀損、滅失、紛失、盗難時、機器未返却時の代金)請求

項目	代金額
滅失、紛失、盗難、物件未返却時	契約者が滅失、紛失、盗難、物件未返却を当社に申し出た日、もしくは当社が当該事象を確認した日の属する月の1日における別に定める※1ところによります。
故障時	修理代金相当額の実費とします。ただし当社も しくはメーカーにより修理不能と判断した場合 は、「物件未返却」として扱います。

※1代金額については、以下に掲示するものとします。

 $https://rental.hikaritv.net/rental_web/device_rental_web_daccount/sources/device-rental/tokusyoho.html$

附則 本規約は、2023年7月1日より実施します。